

第6回新市名称及び市章選定小委員会会議結果報告書

開催日時	平成17年 3月26日(土) 10:00~12:25						
開催場所	宮城県古川合同庁舎1階「大会議室」						
委員の出欠 出席者 欠席者×	委員長 (古川市市会議員)	佐藤 勝		委員 (松山町住民代表)	松本 美佐子		
	副委員長 (岩出山町住民代表)	猪股 松男		委員 (三本木町住民代表)	工藤 俊一		
	副委員長 (松山町議会議員)	小笠原 康次	×	委員 (三本木町住民代表)	寺澤 道子		
	委員 (三本木町議会議員)	三浦 幸治		委員 (鹿島台町住民代表)	中條 勲		
	委員 (鹿島台町議会議員)	畑中 理一郎		委員 (鹿島台町住民代表)	中村 喜恵		
	委員 (岩出山町議会議員)	佐藤 智		委員 (岩出山町住民代表)	中鉢 恵美		
	委員 (鳴子町議会議員)	大場 常男		委員 (鳴子町住民代表)	菊地 美恵子		
	委員 (田尻町議会議員)	嶋田 穎夫		委員 (鳴子町住民代表)	高橋 弘美		
	委員 (古川市住民代表)	石村 明美		委員 (田尻町住民代表)	石澤 京子		
	委員 (古川市住民代表)	門脇 基		委員 (田尻町住民代表)	戸島 潤		
	委員 (松山町住民代表)	角田 真寿美					
				出席者20名・欠席者1名			
	事務局	事務局長 佐藤吉昭, 次長 岡本透					
広報広聴班: 班長 小田中隆行, 主任 中田健一, 班員 菅原和成							
傍聴者	一般 0名 ・ 報道関係 2名(2社)						
委員長の署名							

会議次第

<ol style="list-style-type: none"> 1. 開 会 2. 開会の挨拶 3. 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第5回小委員会開催結果について (2) 名付け親賞及び特別賞当選者への賞品の発送について 4. 協議事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 新市の市章選定スケジュール(案)について (2) 新市の市章候補募集要領(案)について (3) 新市の市章候補選定基準(案)について (4) 次回会議の開催について 5. その他 6. 閉会の挨拶 7. 閉 会
--

議事の概要

1. 開会・・・広報広聴班 中田主任（司会進行）
2. 開会の挨拶・・・佐藤（勝）委員長
3. 報告事項・・・議長 佐藤（勝）委員長
 - （1）第5回小委員会開催結果について
事務局・・・広報広聴班小田中班長により報告。
原案のとおり確認。
 - （2）名付け親賞及び特別賞当選者への商品の発送について
事務局・・・広報広聴班小田中班長により報告。
原案のとおり確認。
4. 協議事項・・・議長 佐藤（勝）委員長
 - （1）新市市章選定スケジュール（案）について
事務局広報広聴班小田中班長より，資料（P9）に基づき説明。
P9のスケジュール（案）の変更をお願い
4月中旬の第34回会議を削除。
以下協議会の開催回数を1つずつ繰り上げる。
第6回小委員会経過報告を5月中旬の第34回協議会に変更。

確認事項

「（2）新市の市章候補募集要領（案）について」の協議に絡み，スケジュール（案）訂正5月中旬開催予定の第34回協議会の前に第7回小委員会を開催し，応募要領・応募用紙等の最終確認を行ない，第34回協議会に報告する。
6月初旬募集に係る周知を行ない，6月中旬～8月末の2ヶ月半位の応募期間とする。

- （2）新市の市章候補募集要領（案）について
事務局広報広聴班小田中班長より，資料（P10～13）に基づき説明。

確認事項

募集パンフレット（案）における「著作権等について」の記述については下記のとおり訂正する。

訂正後	訂正前
<p>採用作品（デザイン・趣旨）を市旗，バッジ，印刷物等に使用する場合の著作権等については，下記のとおりとしますので，応募する際にはご注意ください。</p> <p>（1）<u>最優秀賞及び優秀賞</u>に関する一切の権利は協議会及び大崎市に帰属します。</p> <p>（2）<u>最優秀賞及び優秀賞</u>の使用にあたっては，作品に若干の変更（色含）を加える場合があります。</p> <p>（3）応募作品については，返却いたしません。</p>	<p>採用作品（デザイン・趣旨）を市旗，バッジ，印刷物等に使用する場合の著作権等については，下記のとおりとしますので，応募する際にはご注意ください。</p> <p>（1）<u>採用作品</u>に関する一切の権利は協議会及び大崎市に帰属します。</p> <p>（2）<u>採用作品</u>の使用にあたっては，作品に若干の変更（色含）を加える場合があります。</p> <p>（3）応募作品については，返却いたしません。</p>

上記訂正に係る新市の市章候補募集要領（案）の変更

変更後	変更前
<p>（著作権等）</p> <p>8 <u>応募作品</u>に関する著作権等については，次のとおりとする。</p> <p>（1）<u>最優秀賞及び優秀賞</u>に関する一切の権利は，協議会及び新市に帰属する。</p>	<p>（著作権等）</p> <p>8 <u>採用作品</u>に関する著作権等については，次のとおりとする。</p> <p>（1）<u>採用作品</u>に関する一切の権利は，協議会及び新市に帰属する。</p>

(2) 応募作品は，返却しない。
(3) 最優秀賞の使用に当たっては，作品に若干の変更を加える場合がある。

(2) 応募作品は，返却しない。
(3) 採用作品の使用に当たっては，作品に若干の変更を加える場合がある。

市章の色については，協議会において，協議会で決定するのか，新市になってから決定するのかなどを議論していただくこととする。

【確認事項に関わる意見等の概要】

- 委員 ・ 最優秀賞以外の優秀賞等の応募作品の著作権等を含めた取扱いはどうなるのか。
- 事務局 ・ 最優秀賞、優秀賞となる5点の著作権は協議会及び大崎市に帰属するという事を考えている。協議会だより、ホームページ等で公表するが優秀賞の4点については新市の市章としては使用しないが、記録としては残る。5点以外の応募作品については著作権等により公表できないものと考えている。
- 委員 ・ 募集パンフレット「著作権等について」にある「採用作品に関する一切の権利は・・・」の記述は「応募作品」にすべきではないか。
- 事務局 ・ ここでいう「採用作品」は最優秀賞を指し、優秀賞においては誤解を生じる場合もあるので、「最優秀賞及び優秀賞」に記述を変更し、5作品についての著作権等の権利については、協議会及び大崎市へ帰属することを明確にする。そのように訂正する。
- 委員 ・ パンフレットには受賞者の受賞に関する式典について記載されていないが、行わないのか。またパンフレットに記載してはどうか。
- 事務局 ・ 10月、11月頃に決定することになると思うが、協議会の中で名称募集と同じような形で行うことになると思われる。時期についてははっきりしないが、ある程度明記させていただく。
- 委員 ・ パンフレット及びポスターの最終案提示が5月中旬であり、募集期間が平成17年6月1日～7月29日までというスケジュールになっているが、周知させる期間を考慮した場合、周知期間を含め、募集期間は短くはないか。周知期間を早くできないか。
- 事務局 ・ 募集期間は2ヶ月であるが、協議会で確認をいただいた後に、各市町の広報紙、協議会だより、応募ガイド等で事前に周知する。
- 委員 ・ 周知についてであるが、パンフレットの原案の訂正をもって、パンフレットの最終案として第34回協議会に報告をするということになっているが、その前に小委員会の中で最終的なパンフレット、ポスターの提示をしていただき、検討した上で報告するべきと考える。
・ ポスターについてはどれくらいの予算で、何枚位、どのように作成するのも小委員会で検討すべき思う。その辺のスケジュールも考えていただきたい。
- 事務局 ・ ポスターの原案については、パンフレットに基づいた形で作成し、ポスターとパンフレットの最終案を小委員会の委員の皆様へ送付し、意見等を反映させたいと考えている。ポスターの枚数等に関しては、予算的には7万円程度、500枚を考えている。パンフレットに関して57,000部程度作成し配付する。
- 委員 ・ 小委員会において、事前にパンフレット・ポスターをもう一度検討するため、第34回協議会前に開催してはどうか。
周知・募集期間については3ヶ月程度の期間があった方が良いのではないか。最終的な時期が11月頃ということを含めてお願いしたい。
- 事務局 ・ 小委員会の開催については、委員方の考えに従いたい。必要であればこの席で判断をいただきたい。広報期間・募集期間について、募集期間の2ヶ月間というのは先進事例の最長期間に当たるもので、あくまで事務局として提案したものであり決まったものではないので、ここで協議をいただきたい。
事前の周知と応募期間の関係であるが、最終的には11月以降に協議会で決定するという考えなので、その中で、学校の夏休みなどを視野に入れ、児童等に参加してもらう意味も込めて募集期間を6月～8月にするという事も考えられる。5月中に協議会に報告した

後、6月に周知期間を長く持つといった日程調整も可能と考えられる。

5月中旬の協議会に最終案を報告するが、その前段として小委員会を開催し最終的なものを確認する。6月の可能な時期から募集を始め8月下旬まで行う。9月・10月の2ヶ月間で市章候補の選定を行うことは可能である。このような日程で良いか確認願う。

委員 ・小委員会としてパンフレット・ポスターの最終案を確認する意味でも第34回協議会に報告する前に小委員会を開催する方が良い。

事務局 ・学校への依頼については、小学校低学年等のことを考えると、難しいものもあるので配付のみとさせていただき、学校等と相談させていただきながら、強制ではないができる範囲でお願いしたいと考えている。

委員 ・ポスターはどのようなものを考えているのか。

事務局 ・パンフレットについては基本的には2色、ポスターの内容については、必要最小限の事項を分かり易くした形で記載したいと考えている。次回小委員会において提示する。

委員 ・ポスター500枚の配付方法はどのようにするのか。

委員 ・市章の色についても市章が決定する11月までは決める必要があるのではないかなと思う。やはり、合併前につくりあげる必要があるのではないかな。小委員会においても検討すべきではないかな。

事務局 ・名称募集の際にはポスターを500枚作成し、古川市に100枚、各町に50枚、小中学校、高校等へ配付した。今回は合併の議決をいただいた後ということもあり、新市誕生のPRも兼ねて市章を募集するということであり、その辺で協議会事務局としてできること、各市町でできることを各市町と協議しながらより効果の出るような方法で行っていききたいと考えている。

市章募集要領(案)を検討する際に、色を含めた市章を募集するかどうか検討したが、各市町に条例等があり、デザインは決めているが色まで規程しているところはなく、また様々な色で運用しているケースが多く、慣例上のものと捉えている。そうしたことから、デザインを重視していく考えであった。いずれ小委員会だけでなく協議会の中でも色を決めるべきだとの話も出ると思われるが、そのときまた皆さんで議論をしていただきたいと思う。

委員 ・募集期間を8月末にした場合、学校の夏休み終了後に先生が集めるような形になるのか。

委員 ・町の役場なり、協議会事務局に個々が応募する形になる。

委員 ・募集期間を8月まで延ばすのは良いが、協議会開催日程なども変わってくるのではないかな。協議会と小委員会会議開催の整合性は大丈夫なのか。募集期間を前倒しした方が良いのではないかな。小・中学生を限定し、夏休みを募集期間に挟む必要はあるのか。

委員 ・学校を何故限定するかは、これからの子どもたちのために新しい市を作ったのであるから、その子どもたちにくらかでも、興味を持ち、少しでも関わってもらいたいということから、工夫し、お願いしたものである。

委員 ・そのような考えであれば、先生方にも関わっていただき夏休み前から子どもたちに考えてもらうような工夫をすれば良いのではないかな。4月・5月に期間を延ばした方が良い。8月末以降の選定では、協議会の日程等にも影響がでると思われる。その辺の調整は大丈夫なのか。

事務局 ・提示したスケジュール(案)における協議会の日程については、予算的には10回、1ヶ月半に1回程度開催する予定であるが、第34回協議会については5月中旬ということで協議会で確認されているが、その後の協議会の日程については、合併協議、合併準備の進捗状況により協議会を開催していくことになる。小委員会と協議会の関わりの中で、特に重要視しなければならないのは、この募集要領等、それにチラシ等の確認を協議会でしていただくのを5月中旬の協議会にならざるをえないことであると思う。確認をいただければ、チラシ・ポスターの印刷、そして各市町への配付といった流れで、最終的には、その間に協議会が開催されれば、その状況等については報告させていただく形で考えている。小委員会としては協議会の開催の有無に関わらず、最終選考までは順次進めていくという

ことで考えているので、協議会としては最終的な小委員会からの報告を受ける協議会の間
に協議会が開催されればその都度状況を報告することを考えているので、提示したスケ
ジュール(案)に記載している協議会の日程については、目安ということでご理解をして
いただきたい。募集期間については、協議会で確認した後に印刷業者を決め印刷を行ない
ますので、6月1日募集開始は難しいと考えている。6月には各市町の広報紙等にも依頼
をしながら、6月中旬～8月末までの2ヶ月半の募集期間で事務局としてはいかがかお伺
いする。

議長 ・スケジュール(案)に戻るが、5月中旬の第34回協議会の事前に第7回小委員会を開催
する。そして応募要領、応募用紙の最終確認を行ない、5月中旬の第34回協議会で決定
し、6月から合併協議会事務局、各市町の広報紙、マスコミ等により周知を行ない、6月
中旬～8月末の2ヶ月半位の応募期間を設けるという案ではいかがか。また市章の色につ
いては小委員会ではなく、協議会で議論していただくとするので良いか。

委員 ・異議なし。

(3) 新市の市章候補選定基準(案)について

事務局広報広聴班小田中班長より、資料(P14)に基づき説明。

確認事項

小委員会委員、学識経験者各々が第1次選定を行ない応募作品の中から40～50作品の
範囲内で市章候補作品を選定する。選定に係る応募作品の提示方法については、応募作品
をコピーし、小委員会の開催前に送付する。

【確認事項に関わる意見等の概要】

委員 ・先進事例からみて、どれくらいの応募が見込まれるか。

事務局 ・先進事例からみると応募数はまちまちである。市章の募集について合併前に行っている
ところは少ない。少ない中の事例では、対馬市で2,500点、佐渡市では500点、東香
川市では2,400点、加美町では合併後行ったものであるが約480点程であった。
登米市、栗原市では市章の募集は行っていない。

委員 ・ホームページ等により周知することで、他市町村、県外からの応募も考えられる。学識経
験者といわれるプロのイラストレーターや学校の美術の先生方の応募も考えられる。町内
の美術の先生方も募集してくる可能性が考えられる。応募者と選定者がかぶる可能性も
ある。学識経験者の部分が明確にならないと難しいという思いがある。

委員 ・学識経験者の数は何人位を想定しているか。

事務局 ・あくまでも選定基準では「意見を聞くことができる」ということであり、必ず聞かなけれ
ばならないということではないので、小委員会として必要だということであれば、メンバ
ー等を含め検討していただきたい。

委員 ・学識経験者を「置く」「置かない」を協議会に諮らないで小委員会で決めて良いのかを伺う。
学識経験者を置く場合、その意見をどの程度反映させるのか。小委員会の役割は。

事務局 ・協議会から小委員会に最終候補5点を選考して報告するという付託を受けていることから、
5点の候補選定までは小委員会の責任で行うことになる。あくまでもこの選定基準では意見
を聞くことができるということであり、小委員会の中で必要であれば学識経験者の意見を聞
くことができるという考え方である。学識経験者の取扱いを、選定作業の中でどのようにす
るかをこの場で検討していただきたいと思う。

委員 ・学識経験者をどこで使うかということであると思う。応募作品全部から最初から私たち委
員で5点に絞るのか、学識経験者が応募作品の中から20点を小委員会に報告するという
ように学識経験者を使う場面である。選定に迷った時に使うとか、応募作品から20点と
か、例えば6人の学識経験者に選定していただき、その20点の中から小委員会において
5点に絞るというふうに、または7点までは小委員会では絞ったが残り2点を絞りきれな
いといった時に使うこともできる。使う場面を決めれば良いのではないかと思う。

委員 ・応募作品は500点から多いところでは2,500点ほどある。これを小委員会で絞りこ

んでいくのは作業的に難しいと思う。何人かの学識経験者をお願いし、何点かに絞り込んでいただき、その中で小委員会としての意見を出すという形が良いと思う。そのようにすれば小委員会の意見もとおり、学識経験者により「デザインできる」「製造ができる」ところまで、ある程度にらみながら選ばなければならないと思う。どうしてもデザイン的にバッチには難しいとか市章に難しいもの、私たちが見て気付かない部分も出てくることが予想される。そうした意味でも学識経験者を、美術の先生が必ずしも学識経験者といえないかもしれないが、いずれにしても事務局で考え、学識経験者を選任して、ある程度まで絞り込んでいただくのが良いと思う。

- 議長 ・学識経験者についての皆さんのご意見は、第1次選考時に、学識経験者に絞っていただいて20点なり、30点を、私たち小委員会において選定をするという形の方が選定しやすいのではないかという思いはする。それでよろしいか。
- 委員 ・学識経験者により絞ることも良いと思うが、委員としては全部見たいと思う。絞り込んだ作品の他に委員の選定による作品も入れてはどうか。
- 委員 ・応募数が1,000点以上になった場合、選定の確認作業はかなり難しいのではないかと思う。やはりある一定の候補を学識経験者の方に、選定していただき、その作品を小委員会の権限により絞り込んだほうが良いと思う。
- 委員 ・委員と学識経験者が決めたということではなく、小委員会が決めたということが重要である。その証にも委員の人たちのある程度自由な裁量があって良いのではないかと思う。
- 委員 ・委員会が学識経験者を、いつ、どこで、使うかということ。
- 委員 ・最終的に、2回、3回学識経験者に相談するかどうかということは、その時点が来てから大丈夫だと思うが、応募数が幾らになるか分からないが、最初にそれをまる投げで学識経験者をお願いして絞り込んで20点にしてもらうという背景は、そこで選ばれてきたものというのはすべて学識経験者好みの作品、その中から小委員会の委員が選んだということになってしまわないかということだと思う。その20点の選考に私たち委員も一定程度関わった方がいいのではないかということだと思う。
- 事務局 ・どの場面で学識経験者の意見を聞くかということであるが、最初にある程度絞り込んでもらうか、若しくは小委員会の中で50点、100点ある程度選んだ作品を見てもらうとか、最終的に選んだ中から、部分的に手直ししていただくといったようなことも考え方の中にはあると思う。予算も関係するが、1回限りの意見にするのか、その辺も様々な考えがあると思う。
- 委員 ・学識経験者が先に選定するのか、小委員会が先に選定するのかを初めに決めた方が良いのではないか。
- 委員 ・学識経験者選定と一緒に委員も選定できないのか。学識経験者の意見も重視して選定できないのかと思う。
- 委員 ・学識経験者と委員と一緒に選定することは理想ではあるが、日程(時間)的な問題も考慮していかないと大変なことになると思う。事務局としての案はなかったのか。
- 事務局 ・選考日を決め会議場で選考を行うだけでなく、作品の写しをとり、事前に委員の皆様にお送りしたいという考えはもっている。
- 委員 ・小委員会の委員への印刷の他に、小委員会会議の前に学識経験者の方々が20点なりを選出したということ印刷し、応募総数はこれだけのものがあるという形で、小委員会において、学識経験者が選定した20点の中から委員で精査して行くのも良いと思うし、その他にも小委員会の委員が良いものがあるとすればその作品を加え、その中から投票なりで、選定していくが公平で、小委員会の意味も有り、価値もあるのではないか。
- 委員 ・500点なり3,000点から具体的に20点・30点に絞り込むのはかなりつらい選考になると思う。ただ中に、見て、これは良いのではないかと推薦できるものがあるかもしれない。だから全部見せてくれということと、全部を学識経験者に任せてしまって選考された20点の中から私たちが選ぶというよりは、自分達が選んだものもある、ただ最終的に選んだかどうかは別の話として、そういうところまでは私たちも関与したということか

- らすれば、30点・40点の中から私たちの中で5点に絞り込むことも可能になると思う。
- 委員 ・ 応募総数が幾らになるかということで、用意する資料の量も膨大になる。絞り込む段階で学識経験者を使っていく流れであれば、そこを閉鎖的にしなければならない。
1枚ずつ選び、そこで選ぶ人の個性もあるので20点なり30点になっても良いと思う。その辺をルール付けすれば私たちの意見が入ったもので、最終的に私たちでもう一度検討していくことになれば、資料の掲示等により、資料を作ることも随分避けられると思う。
- 委員 ・ 今のは応募作品を一堂に並べて、選考委員が選ぶという手法であれば可能であるが、事務局で考えているのは応募された作品をコピーし、学識経験者に渡し、選定するという話をしていると思うのだが。
- 事務局 ・ 事務局サイドで考えている資料の提示の方法は、すべてをコピーして、第1次選定の小委員会の事前に委員さんにお送りし、委員さんに目を通していただき、第1次選考の小委員会時に、その場で直ぐに選考に入れるように事務局サイドでは考えている。ただもう1つの方法として体育館等を会場として全部の応募作品を並べ置き選定していただく方法もあるが、事務局としては資料の量は多くなるが作成した方が良いのではないかと考えた。第1次選定の中、小委員会の中に学識経験者を入れ選考するという事になれば、体育館の中に並べ選考していただくという形になると思う。2つの考え方があるが、選考方法については小委員会の協議の結果に合わせていく。
- 委員 ・ 応募作品が500点あるいは2,000点であろうが、作品を並べて選考するという作業もコピーをする作業も同じ位の作業量になると思う。だから事務局は事前にコピーをし、冊子としてお渡しし、学識経験者に見てもらい20点に絞り込んでいただく。同じようにそれぞれの委員さんに配付し、選定していただくという考えもあると思う。
それではなく、一堂に会する方が、小委員会としては見やすい、参加しやすいということであれば、そのように事務局では対応するという事である。
- 委員 ・ 体育館等に貼りだし選考するのは難しいのではないかとと思う。応募数がどれだけになるのかまだ分からない、私たちが会すれば、それだけ人件費等もかかる。印刷した方が良いのではないかとと思う。
- 議長 ・ いろいろ意見が出たが、事務局には、応募数がどれだけになるか分からないが、コピーをしていただく。そして学識経験者に、一方では1次選定をしていただく。小委員会としての1次選定もそのコピーを見て、委員さん方がそれぞれ選定していただくということで、2面性で進めて、できれば50点以内の範囲内に絞り込む形で1次審査を行いたいと思うが、いかがか。
- 委員 ・ 応募用紙を体育館にただ貼るといっわけにはいかないと思う。台紙か何かで留めるなど相当の作業になると思う。
- 事務局 ・ 事務局として考えている展示の方法は、体育館で行うとした場合、直接床に置くことはできないだろうということ。テーブルに置くことを考えている。基本的に応募された作品はあくまで自作未発表の作品であり著作権はこちらにないので、応募作品が公開されない形で行いたく貼ることは避けたい。
- 委員 ・ 2つの方法が出されているが、コピーをして全員に配付するという作業がどのようになるのか、学識経験者の意見を聞くことができるということでもありますので、最初から学識経験者に20点あるいは30点、コメントをすべて付けて選定していただき、その後小委員会で選定した方が良いと思う。どうしても選定したい人は別であるが。コピーの量は相当なものであり、その作業は容易にできるものなのか。
- 事務局 ・ 小委員会の要望に従い事務局では対応する。募集期間が長期にわたることを考えれば、募集を締め切ってから印刷を始めるのか、2ヶ月なり3ヶ月の間で応募された都度に印刷をするなどし、時間を制御していけば良いかは、事務処理上の問題ですので、その辺は対処可能である。ただ委員さんに見ていただく形をどうするか、例えばコピーして皆さんにお渡しするにしても、最終的には並べて見ていただく部分はあるだろうと考えている。場所については事務局に選定させていただきたいと思う。

- 議長 ・学識経験者に第1次選考は任せるという意見，そうではなく小委員会においても選定すべきとの意見も出ましたがその辺はいかがか。ただ応募総数により事務的作業が発生する。事務局は小委員会の決定に従って行うということであるが。
- 委員 ・仮にも小委員会の委員というようなことで選ばれて，自分も望みこの場所に来ておいて，少しでも選定に関わりたいという気持ちがある人がいるとするならば，やはりその辺は尊重すべきと思う。
- 委員 ・学識経験者に20点なりを選定していただき，委員さん方の推薦した作品があればそれを加える形で良いのではないかと思います。
- 議長 ・事務局でコピーをしていただく。1つは学識経験者から選んでいただく。小委員会の委員さん方もコピーした中から選定する。両面から進めて選定を行うことでいかがか。
- 委員 ・学識経験者と小委員会委員が選定した両方の作品から最終的に小委員会において，再度選定することではいかがか。
- 委員 ・一人1点で良いと思う。
- 委員 ・基本的に学識経験者が見ては外れるがこれはどうなのかというものを加えるということの良いのではないかと思います。
- 委員 ・委員が21人いるから21点揃うかどうかは別の話である。
- 委員 ・学識経験者が選んだのを公表しなくても良いのではないかと。小委員会委員の皆さんが選んだのとまとめ，その中から選定すれば一番公平なのではないかと思う。委員においても，応募作品全体の中から選び，学識経験者の選定の漏れた作品からではなく，自分が一番良いと思う者を選び，学識経験者が選んだ作品という選定過程での区別することなく，委員が選んだ作品と一緒に次の選定に入れば良いのではないのか。
- 委員 ・市の名称と違い市章は技術的なもの，バッジや市旗として映えるとか，現代の流行や全国的なもののバランスといったものがあるのではないかと思います。私は選定するのに名称と違って自信がない。ただ単に好みとか，そういったもので選んでいいのか，その辺のところ自信がないので，そういう部分でプロの方にお任せしてもいい部分もあるのではないかと思います。学識経験者を受け止めています。ですから，プロの方に選んでいただいた何点かと委員さんが選んだ作品から選ぶことに賛成です。
- 委員 ・学識経験者が選んだ作品を小委員会委員に公表するのもしないのかを検討いただきたい。学識経験者に20点をお願いするとして，それを委員に発表しないで，委員は委員で各自選定し，そこで選考作品はダブルかもしれないが，その方法が一番良いのではないかと。いうことである。
- 議長 ・学識経験者の方々と小委員会委員の私たちが選定をする。事務局からコピーで事前に知らせていただく。そして40点なり50点の範囲内で第1次審査をしていくという形でのよしいか。
- 委員 ・はい。

(4) 次回会議の開催について

事務局広報広聴班小田中班長より，資料(P15)に基づき説明。

確認事項

次回会議の開催については，5月上旬までに開催することとし，詳細な日時については，正副委員長に一任することとする。

5. その他

確認事項

市章の募集に係る受賞者への副賞(マーク付楯等)については，新市の式典時に関する取扱いの中の参考意見として考慮することとした。

【確認事項に関わる意見等の概要】

- 委員 ・最優秀賞20万円，優秀賞2万円が4点となっているが，副賞などは考えていないのか。

例えば市章に決定したマークをオブジェにしてお渡しするなど、楯の中に市章をいれたものなど、予算的に大丈夫であればそうした副賞を考えてみてはいかがでしょうか。

事務局・市章については、新市になってから最終決定（新市における議決）されることになる。

協議会の段階では、新市後の手続きもあることから、仮に新市の式典が予想されることから、そうした時に市章の大賞の方や名称の名付け親大賞の方などに何かの形で、新市として、表彰するなり感謝状なりそのときに考えても良いのではないかと思います。

6．閉会の挨拶・・・猪股副委員長

7．閉会・・・広報広聴班 中田主任